日本語能力試験受験料助成事業実施要領

１　目　的

この要領は、公益財団法人静岡県国際交流協会（以下「協会」という。）が、外国につながる子ども（以下「子ども」という。）に対し、子どものための日本語学習支援基金事業実施要綱（以下「要綱」という。）に基づき、日本語能力試験受験料助成事業を実施するために必要な事項を定める。

２　助成対象者

静岡県内に所在し外国につながる子どもに母国の教育を行う外国人学校（以下「外国人学校」という。）及び県内に所在し外国につながる子どもに日本語学習指導を行う地域日本語教室（以下「地域日本語教室」という。）に所属する子どもであって、以下の条件を全て満たす者とする。

(1) 同年度に実施される公益財団法人日本国際教育支援協会等が実施する日本語能力試験（以下「試験」という。）に合格していること。（合格した試験のレベルは問わない）

(2) 受験した名前と出席簿の名前が同一であると確認できること。

３　助成内容

受験料相当額（5,500円）のプリペイドカードを給付する。

４　助成の申請及び給付

助成の申請及び受給に関する手続きは、外国人学校又は地域日本語教室が取りまとめて行う。

外国人学校及び地域日本語教室は、協会が別に定める期日までに、日本語能力試験受験料助成申請書（様式１又は２）に合格者全員の合格結果通知書の写しを添え、協会に申請を行う。

協会は、申請について審査の上助成を決定し、外国人学校及び地域日本語教室へ給付する。

５　助成の返還等

協会は、以下の事由が判明した場合は、外国人学校及び地域日本語教室に対し助成の返還を求める。

(1) 偽りその他不正な手段により助成を受けたとき

(2) 助成を目的外に使用したとき

附　則

この要領は、平成29年11月30日から施行する。